

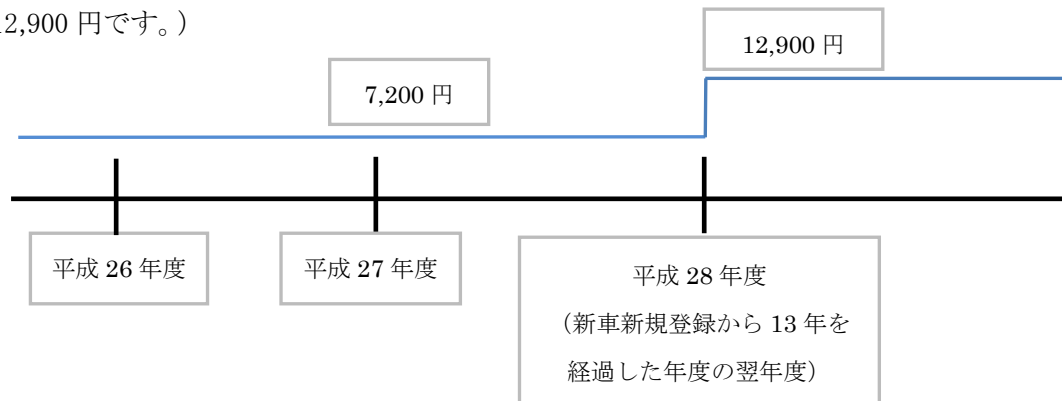
## 例：軽四輪(乗用・自家用)を所有している場合

### ○平成 14 年 12 月に新車新規登録した車両を所有している場合

平成 27 年度までは現行税率で 7,200 円です。

平成 28 年度以降は重課税率で 12,900 円です。

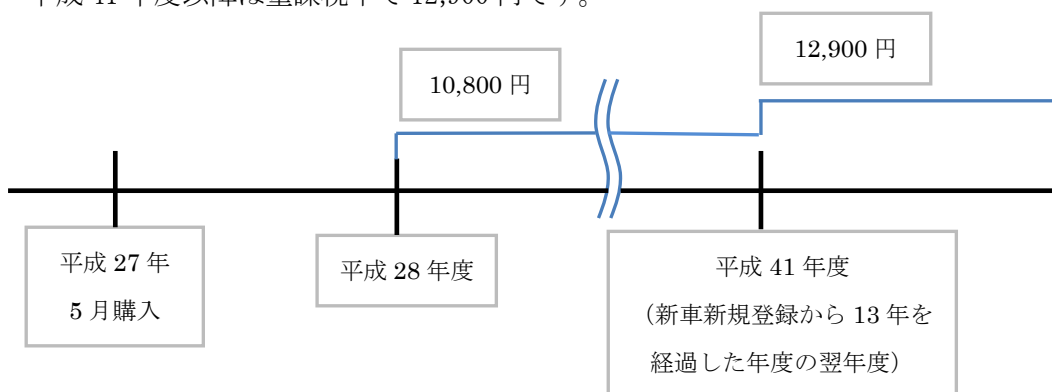
(平成 14 年 12 月以前に新規登録された車両についても、平成 28 年度以降は重課税率で 12,900 円です。)



### ○平成 27 年 5 月に軽自動車を新車新規登録した場合

平成 28 年度から新税率で 10,800 円です。

平成 41 年度以降は重課税率で 12,900 円です。



### ○平成 27 年 5 月に軽自動車の中古で購入した場合(平成 22 年 5 月新車新規登録)

平成 28 年度から平成 35 年度までは現行税率で 7,200 円です。

平成 36 年度以降は重課税率で 12,900 円です。

